

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和7年1月31日（金）16時00分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・教職員の懲戒処分について
- ・県立みえ四葉ヶ咲中学校内覧会のご案内
- ・「みえ探究フォーラム2024」を開催します

質疑事項

- ・教職員の懲戒処分について
- ・県立高校のいじめ事案について
- ・報道対応のあり方について

発表項目

○ 教職員の懲戒処分について

本日、教職員の懲戒処分を2件行いました。大麻の不法所持・使用により、免職処分とした案件が1件、自家用自動車運転中の過失運転致傷により、減給処分とした案件が1件でございます。子どもたちに、人の道を説く教育の職員である者が、あってはならない不祥事を引き起こし、公教育に対する県民の皆さんの信頼を大きく損なうことになりましたこと、本当に重く受け止めています。県教育委員会を代表するものとして、深くお詫び申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。処分年月日は、本日1月31日です。処分の1件目ですけれども、四日市市立常磐中学校教諭、加藤日比樹、男性37歳を免職いたしました。この案件に限り、被処分者の氏名を公表しておりますけれども、これは公表に関する私どもの基本的な考え方の1つでして、懲戒免職処分であり、かつ事案が重大な法令違反や非違行為に該当していて、逮捕起訴などに伴って報道発表でその被処分者の氏名が明らかになっている場合には、被処分者の氏名を公表することがあるというふうに我々、考え方を持っております、その考え方に沿って今回、氏名を公表しているものでございます。この者は、令和元年頃、休日に名古屋市内の娯楽施設に行った際、知人から大麻の使用を勧められ、断ることなく使用いたしました。その後、令和6年12月頃までの間、休日や勤務後、その娯楽施設、知人宅及び名古屋市内の駐車場に停めた自家用車内において、計30回以上大麻を使用いたしました。またその期間のうち、令和5年頃から令和6年12月頃までの間に、休日に名古屋市内の公園において、5回程度大麻を購入し、自家用車内に所持しました。それから、令和6年12月4日午後9時頃、名古屋市内の娯楽施設駐車場において、

自家用車内に所持していた大麻を車内で使用しました。その後、午後 11 時 30 分頃、四日市市北浜田町内の路上において、警察署員から職員質問等を受けました。自家用車の運転席と助手席の間にある小物入れに、大麻を含有する植物片約 0.219 グラムを所持した疑いによりまして、12 月 5 日未明逮捕されました。12 月 25 日には、津地方検察庁四日市支部から大麻取締法違反の罪により起訴されました。

処分 2 件目ですけれども、津東高校教諭男性 59 歳を減給 10 分の 1、1 月としました。この者は、令和 6 年 6 月 9 日午後 2 時頃、出張先から帰宅するため、自家用車を運転し、津市内の国道を走行していたところ、前方不注意のため、対向車線にはみだしたことに気づかず、対向車線を進行してきた男性が運転する自家用車右前部に、自分の車の中央前部を衝突させました。その結果、この男性に加療約 3 ヶ月を要する、第 1 腰椎椎体骨折等の傷害を、同乗していた女性に加療約 1 週間を要する左半身打撲等の傷害をそれぞれ負わせました。この事故により、同人は運転免許停止 60 日の行政処分、過失運転致傷により罰金 70 万円の刑事処分を受けました。

今後の対応ですけれども、特に、大麻所持等につきましては、若年層を中心とした大麻の使用拡大が問題となっている中ですので、教職員が大麻取締法を遵守し、薬物乱用防止に向けて率先して取り組むよう、意識の徹底を図る必要がございます。このため、全ての教職員に対しまして、警察庁作成の薬物乱用防止のパンフレットを配布するとともに、新たに研修資料を作成しまして、職員研修を行ってまいります。それから今年度、不祥事が相次いで発生していることを重く捉えまして、「信頼される教職員であり続けるために～不祥事の根絶に向けて～」というリーフレットを作成いたしました。全ての学校において、不祥事を絶対出さない職場づくりと、教職員の綱紀粛正について徹底してまいります。

○ 県立みえ四葉ヶ咲中学校内覧会のご案内

令和 7 年 4 月に開校します夜間中学、県立みえ四葉ヶ咲中学校、これは学びの多様化学校としても文部科学省に申請中の学校ですが、この度、校舎のリニューアル工事が完了しましたので、内覧会を行いたいと思っています。この校舎はみえ夢学園高校の敷地内にありまして、かつて別の用途で使用していた建物を夜間中学用に改修したものです。改修に要した費用は約 2 億 9,000 万円でございます。内覧会の日程は、ご覧のとおり 2 月 15 日土曜日です。報道機関の皆さんには 11 時から 12 時の間、真っ先に公開します。その後の日程は記載のとおりですけれども、ご留意いただきたいのは、14 時半から 15 時半まで、地域や地域の関係機関対象となっている時間帯がありますけれども、ここは一般県民の皆さんを想定したものではありません。一般の方々には、3 月に希望者を対象とした内覧会を別途実施する予定です。内覧会では、学校概要等の説明と、内装工事が完了した校舎内の施設見学を予定しています。取材に来られる場合は、前日の 17 時までにご連絡いただくと幸いです。

○ 「みえ探究フォーラム2024」を開催します

児童生徒の自然科学、社会科学、人文科学に対する興味関心をさらに高めることを目的に、「みえ探究フォーラム2024」を開催いたしますので、ぜひ取材をお願いします。今年度、新たな取組として、課題研究等の発表の参加者を対象にした講演会を加えました。講師に人工知能、AI研究の第一人者である新井紀子氏をお招きいたします。日時と場所ですが、大きく2つに分かれます。1つは、高校生、中学生による課題研究等の発表で、2月8日土曜日、総合文化センターで実施します。もう1つは高校生による小学生向け科学体験講座で、2月15日土曜日、総合博物館が会場となります。実施内容ですが、資料の2、内容のところをご覧くださいますと、まず(1)高校生、中学生による課題研究等の発表については、口頭発表、ポスター発表と講演会を実施します。口頭発表、ポスター発表の方は、高校生、中学生が探究的な活動の研究成果を発表するもので、最優秀賞、教育長賞、グッドパフォーマンス賞を選定します。このイベントは、高校生、中学生に限らず、どなたでもご覧いただけます。講演会の方は、本年度から新たに実施する取組なのですが、会場の関係で、フォーラムに参加する高校生、中学生とその保護者が対象ですので、一般の方は参加できません。最後に、(2)の高校生による小学生向け科学体験講座は、県立高校7校の高校生が、それぞれ①から⑦までの科学体験講座を実施するものです。この講座の参加についても、事前申し込みが必要で、申し込みもすでに締め切っておりまして、当日参加はできませんので、ご留意ください。

発表項目に関する質疑

○ 教職員の懲戒処分について

(質) まず大麻で免職処分の男性なのですけども、この方裁判は今、まだ判決とかは。

(答) まだ出ていません。まだ裁判が始まっていないです。

(質) 被告人という立場で。

(答) そうですね。

(質) あと、当時警察発表では、12月5日に逮捕された件が発表されていたと思うのですけども、この文書にある、前の方に書かれてあるこの令和元年頃から始めたとか、そういうのはこの県の聞き取りに対してこの方が答えていますか。

(答) おっしゃるとおりです。

(質) それでこれは特に刑事告発とか。

(答) そこはわからなかったところです。今回初めて、わかりまして。

(質) 聞き取りで。

(答) はい。

(質) あとは、初めて、この、知人から勧められて、断ることなく使用しましたということですけども、使用イコールその大麻を吸引したという。

(答) そうです。

(質) 名古屋市内の公園で大麻を購入したと。5回ほど。購入したのはどなたから。

(答) 本人の言葉で言うと、密売人からということになります。

(質) 裁判がまだ始まってないということで、なぜこのタイミングで処分を。

(答) 起訴されたということがあって。本人も我々の事情聴取に対して認めています。これはもう、どう考えても免職処分、早くやらなければ、当然その間の給料が支給されま
すので、私どもとしてはできるだけ急いでさせていただきました。

(質) あとここに書かれている以外の文言とかコメントで彼が、何でこんなことをしてしま
ったとか、どのようなことをおっしゃっていますか。

(答) よくないことをしている自覚があったけれども、仕事や私生活のストレスから使用を
続けてしまったというコメントはあります。

(質) 使用の期間としては、令和元年頃から昨年までということになりますね。昨年12月。

(答) そうですね、令和元年頃から使用してまして。そうですね、この期間までの間。

(質) 昨年12月頃までと。この計30回以上と書いてあるのですが、本人は何回ぐらい、
30回以上というのが、どれぐらい。

(答) 我々が聞き取った限りを申し上げますと、「令和元年頃から令和4年頃の間は、2、
3ヶ月に1回程度、令和5年頃から令和6年12月頃の間は、1、2ヶ月に1回程度」
と言っています。「具体的な使用日は覚えていない」と言っているのですけれども、30
回以上は使用したというふうにコメントが出ています。

(質) 資料(2) この教諭さんの方は怪我をしていないか。

(答 教職員課) はい。怪我をしていません。

(質) 同乗者もいないと。

(答 教職員課) はい。1人です。

(質) 資料(1)の最後の方で。確認なのですが、令和元年頃名古屋市内の、この施設で
大麻を使用したということで大丈夫ですか。

(答) そうですね。名古屋市内の娯楽施設に行った際に使用を勧められて、断ることなくそ
こで使用しています。

(質) その場所での施設で、一番最初に使用したということで大丈夫ですか。

(答) はい。

(質) 交通事故の件だけ。通報しなかったとか、あるいはその報告義務違反とか、そうい
うのはなかったか。

(答) それはありませんでした。きちんと対応しています。

(質) 聞ける範囲で。(1)の知人というのは何もないですか。ここに出てくる知人という
のは。

(答 教職員課) 当施設内で知り合った方。

(質) たまたま知り合ったと。

(答 教職員課) そういうことです。

- (質) それは知人と言うのですか。
- (答) コメントの時点では、知人という表現になると思います。
- (質) あと令和元年以降の、この方の勤務の状況であったりとか、勤務態度、何かトラブルであったりとか、不審な点だとか。
- (答) これは当然、我々もこの人だけの使用なのか、周りに及んでいないのか、非常に気になる場所ですので、学校でもしっかりと聞き取り等行っていただいて、教諭が大麻を使用していることを知っている職員はいなかったとのこと。全く普段そういう様子が見せなかったということでございましたし、また教諭から大麻の使用を勧められたり、譲り受けたりした職員がいないということを確認済みです。当然ですけども、本人からの供述も取ってまして、他の学校関係者は一切関わっていないというふうに供述しています。
- (質) あとはその勤務態度ですけど、例えば休みがちということではない。
- (答) 特にそういうような様子はございませでした。
- (質) この娯楽施設で、もうちょっと丸めると、何か。
- (答) 娯楽施設について、あまり詳しいことを言うと、特定につながる可能性があるのですが、ちょっとここまでの情報とさせていただきたいのです。娯楽施設そのものに何の罪もありませんものから、この表現でどうかお願いできればと思います。
- (質) この加藤教諭という人は、三重県内では全く吸っていないのですか。全て名古屋市内で吸っていたということですか。
- (答 教職員課) 名古屋市内であったと。
- (質) 三重県の中では一切してなくて、名古屋市内だけで。
- (質) 捕まった時、職務質問を受けたということは、よっぽど何かこう不審な行動をしたんですか。
- (答) それのはっきりとはわからないのですけれども、やっぱり運転には少し問題があったのではないのかなというふうに我々も思っています。
- (質) 運転中に。
- (答) そうです。走行中に止められてです。
- (質) 何か挙動におかしなところがあったということ。
- (答) はっきりと申し上げられないのですけども、ひょっとしたら、変にジグザグだったりしたのかもしれないなと思っているのですけど、これは確たることではございません。
- (質) 四日市市内では運転中に止められて職務質問を受けたということですか。
- (答) そうです。
- (質) 念のためそれぞれ生年月日を教えてくださいませんか。年齢が変わることがあるか。
- (答) 生年月日は申し上げられないのですけども、年齢は変わりません。明日になっても、変わりません。
- (質) 交通事故のところですけど、罰金 70 万円は略式命令とかなのですか。

- (答) 略式命令です。
- (質) どこから。津簡裁とか。
- (答 教職員課) そうですね。罰金は津簡易裁判所から。
- (質) 津簡易裁判所から、略式命令で。日にちはいつになりますか。
- (答 教職員課) 津簡易裁判所の方から10月29日付け。
- (質) 前方不注意は居眠りとかそういう。
- (答) 居眠りはなかったというふうに我々は把握しています。警察からはそのように聞いています。
- (質) 現場の国道というのは中勢バイパスですか。
- (答) そうです。
- (質) 不祥事の多発ということで伺ったのですが、今年度の懲戒処分を受けた人数は全部で何人ですか。
- (答) 11人です。
- (質) そのうち懲戒免職というのは。
- (答) これで4人目になります。

その他の項目に関する質疑

○ 県立高校のいじめ事案について

- (質) 一部報道であった、特支関係のいじめ重大事態について、教育長としてはどう捉えられているのでしょうか。
- (答) いろいろ思うところはあるのですが、知的障がいとか発達障がいとか、コミュニケーションが苦手な人とか、そういう人は、いじめの加害者・被害者としていじめに巻き込まれやすいというところがあって、しっかりと注意して見守っていかなければならないなという思いを非常に強く持ちました。今後とも、このあたりは教育現場としっかり話し合っただけで進めていかなければならないということを思います。あと今日の新聞にも出ていましたけども、SNSに関して、SNSを使ったいじめというのは非常に影響も大きいので、これからはしっかりとそのあたりは対策を練っていかなければならないと思っています。これから、第三者委員会の調査も始まりますので、今後の報告もふまえて、対策を考えていかなければならないと思っています。ちょっと注意しなければならないのは、我々が理想とするのは、障がいのある人もない人も、お互いのことを尊重し合って生きていく、そういうところが大事で、そのための教育を、インクルーシブ教育と言うのですが、それをやっとうとしていこうとしているところです。これから講じる対策が分断を招くようなことになってはいけないということがあって、今我々が理想としているところに向かってしっかり歩んでいけるように、これからは対策を練っていかなければならないなというふうに思っています。
- (質) 県教委として、トイレの様子を撮影されたという事案を把握したのは、いつになるの

ですか。

(答 生徒指導課) 10月11日。

(答) 起こったのが10日だと思うのですが、11日です。

(質) どのようにして把握したのですかね。

(答 生徒指導課) 学校からの報告です。

(答) 基本的にこういう案件はすぐ報告するようにしていますので。

(質) 数々、重大事態というのは起きていると思うのですが、教育長としてどれくらい重く受け止めているかというあたり、改めて伺ってもいいですか。

(答) もちろんいじめは重大事案にならないことが重要なので、できる限り減らしていかなければならないのですけれども、重大事態として報告されないということも非常に問題ですので、しっかりと報告されるように、そういう形にはなっているなという思いが1つあります。重大事態の内容は非常にトラブル的なものが多くて、その解決を図っていくというのが大変難しいなという思いを持って、しっかりこれからも取り組んでいかなければならないなというふうに思っています。今回も新聞記事にはありませんでしたけれども、一定「双方向のいじめ」の部分がございまして、こういったものの対応というのはなかなか難しいところがありますので、教育現場とも、今後も、どうやればうまくやっていけるのかというのをしっかりと研究していきたいと思っています。

(質) 話にもあったのですが、双方向のいじめについて、現段階でわかっている範囲で具体的に教えてほしいのですが、何があったか。

(答) これはどこまで喋れるかどうかというのは難しいところがございます。前段お話をしておかないといけないのかなと思うのですが、基本的には、学校での個別案件というのは公表しません。これはわかっただけだと思いますけれども、子どもたちは発達途上にありますので、いろいろミスをお犯すこともあります。そのミスをお犯す度にいろいろ我々も指導して、いい方向に子どもたちを教育していくわけですので、その段階で公表をして、社会的制裁を科せられるような形になると、あまりよろしくないように思ったりするのです。ですので、できるだけ基本的には公表しないという形なのですが、今回このような形で報道もされましたので、ある程度は我々もお話ししなければならないと思って、こうやって話をさせていただきますけれども、3人の中でどういうことがあったか、つぶさに話すことはちょっと避けたいなと思っています。今回、私の受け止めも最初に申し上げましたけれども、もう1つ受け止めを申し上げると、先ほどネットニュースも見まして、県民の皆さんから来ているご意見を読ませてもらったのですが、我々が叩かれるのは仕方ないとしても、加害の生徒を責めるネットの意見がものすごく出ていて、これが本当に生徒に対してどう見えているのだろうかというのは、教育長としては懸念しています。実際この事案が起こった時には、きちんと謹慎ということで、学校として指導しています。校長室に保護者とともに来ていただいて、反省の弁

を生徒に述べさせたり、反省文を書かせたりする指導です。私も学校現場で経験があるのですが、これはすごく効果があって、生徒は今回も反省していて、これからはこんなことをしないようにしようという思いで進み始めているわけなんです。我々も生徒に対しては、人生ミスすることだってあるけれども、このミスした後が大事だよと言って指導するわけです。今回も生徒たちはそういう思いを持って、前を向いて進み出そうとしているときに、こういう形で社会的制裁が科せられたような形になるのは、少しつらい思いが、私としてはするなというふうには思っています。一定、あの事案が起こる前にやりとりがあって、少し、加害の生徒が気分を害するようなことがあったということです。ただ、申し上げておかなければならないのは、2人の高校生と1人の特別支援学校の生徒のやりとりですので、どう考えても、強者と弱者の関係みたいな形にはなってしまうし、やっていることは、トイレの様子を撮影した動画をネットに上げているという非常に悪い行為ですので、そこは私どもとしては重く重く受け止めているところでございます。

(質) ありがとうございます。前段の話で、加害の生徒が被害の生徒に対して気分を害するような発言があったという。これはいつあったのですか。いわゆる事案が起きた日より前にも、そういったトラブルが確認されていたという認識でいいのですかね。

(答 生徒指導課) そのとおりです。

(質) 同様に被害者側から加害者側に、嫌な思いをさせる発言があったということによろしいですか。

(答) この日も一定それはあったと聞いています。

(質) 被害生徒の親とも県教委は接していると思うのですが、どのようなお話をされているのでしょうか。

(答) 県教委は直接接していません。特別支援学校の方が接触をされていて。やっぱり今後こういうことが起こらないように、対応を一緒に考えていきたいという発言はされています。

(質) 起こらないように、誰と一緒に対応していきたいと。

(答) 学校と一緒にです。

(質) ちょっと県教委の情報公開のあり方についてもお尋ねしたいのですが、こちらがある程度具体的に時期だったり、内容を示して、取材を申し込んでいたのですが、いわゆる情報公開で出てくるような内容についても、当時は教えていただけなかったところがあって。ある程度公益性があるから、記事にしたいなと思ったのですが、報道対応のあり方みたいなことについて、教育長のご見解をお聞かせください。

(答) 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、生徒の個人情報というのは、まだまだ発展途上の子どもたちの話ですので、いろんな個別案件について、安易に外に出すのはいけないと我々は思っています。基本、個別案件としてはお答えしません。ただし、例外としては、いじめの重大事態になって、第三者委員会が調査をした後、報告を出したと

きに、被害生徒の保護者がこれを公表してくださいと言った場合は、公表します。それ以外は基本的には公表しません。ただ、今回のように、情報公開請求があると、これは情報公開請求というのは、なかなか結構強制的なものになりますので、我々としては出さざるをえないと思っております。

(質) 情報公開請求というのは、別に僕たちに限らず、市民の方もできる話であって、単純に2週間程度内容の発表が遅れるだけだと思うのですが、それだったら真摯にそのときに言ってくればいいのではないかなと個人的には思うのですが。

(答) 情報公開請求になると、当然出してはならないものは非常に限られてしまいますので、我々としては出すこととなります。我々が公表せずに、別のところから公表されるという時点で、ある意味、例えば今回ですと、情報を出した新聞さんの判断だったのではないのかなと思うところです。我々の判断だと出さないです。

(質) あくまで私個人の今感じたこととして伺いたいのですが、今のお話を聞いている限りですと、例えば、相手の被害生徒もその当日に気分を害するような発言があったということですか、あとは教育長のご発言の中で加害生徒を責める意見がネットに出ているというのがちょっと懸念を示されているという。どちらかというとな成敗のような、そういうニュアンスでご発言されているのかなと感じたのですが、改めて、被害者の方へのケアとか、どういったふうに努めていきたいかとかというのを伺ってもいいですか。

(答) 両成敗という、ちょっと僕も言い過ぎたかもしれません。当然今回は、双方向とは言っても、先ほど申し上げた、今加害というこの生徒のやったことの方がもう圧倒的に悪いことです。被害の方ですけれども、今、登校されてないのですが、担任が家庭訪問をして学習のお手伝いをさせていただいております。できるだけ早く、私どもの信頼を回復して、登校していただけるように努めていきたいと思っております。

(質) 被害生徒は、その10月の発生日以降、今までずっと学校を休んでいるという認識でよかったですか。

(答) そうです。

(質) 知的障がいがあったりすると、なかなか自分の気持ちを、辛いという気持ちを言い出しにくい部分もあると思うのですが、教育長、教育のプロとして、どういう心理的なケアが考えられるのか、もしよければ教えていただきたいのですが。

(答) 今、アドボカシーとかアドボケイトという言葉を知ったことがあるかもしれませんが、子どもの代弁者という形の制度もございます。来年度の予算で、そういうこともちょっと考えているところがあるのですが、子どもの立場に立って意見が言える、そういう方がいらっしゃるということで、我々の対応の中でそういう方からの支援いただくとか、そういう形がひょっとしたらあるのかなという気はします。今のご質問に対して、これだと、非常に効果的だということはなかなか申し上げられないのですが。

(質) 先ほどの質問の関連なのですが、加害者にどこまで配慮して書くべきかと考え

ているところなのですけれども、その当日の気分を害する発言というのは、被害者の方が、知的障がいがあるということを差し引いても許されざる、人格に関するような発言なのですか。

(答) その発言を判断することは、なかなか難しいですけども、人格を侵害するような、そういう発言したわけではないですね。

(答 生徒指導課) 当日の被害生徒と加害生徒のやりとりについて、気分を害するような行為があったということで、こちらは把握しております。

(質) 言動ではなく行為で。

(答 生徒指導課) 我々としては、前段のもうちょっと前のやりとりの中では、今回の被害とされる側の方から加害とされる方に気分を害される発言があったということは聞いていますが、当日は行為として把握しているだけで、どんな発言があったかまではちょっと把握はしていません。

(答) 私の発言で、訂正させてください。当日は発言ではなく、行為があったと。

(答 生徒指導課) 発言がどんなものかは把握していませんが、行為があったということで。

(質) 行為というのは知的障がいがあるから出てしまう行為とか、そういったことではないか。

(答) 知的障がいがあるから出てしまう行為とは言えないと思います。でもいずれにしても、今回加害者が行った行為は決して許されないことですので、しっかりと我々としては対応していかなければならないと思っています。

(質) 今の話で、当日までにも被害生徒の方からちょっと気分を害するような行動があったということで、そういうことがあったから、今回のことをしたという旨の発言が、加害生徒の側からあるということで。

(答) どこまで、因果関係があるのかは、我々としては、なかなか判断できませんけれども、生徒側の言い分としては、そういうようなことは言っています。その言い分が、単に自分を正当化しているだけなのかもしれませんので、そこは、確たることを申し上げられません。

(質) 細かい部分の確認で申し訳ないのですが、その当日までにあった被害から加害の側に対する気分を害する言動は、今回加害の生徒が2人いると思うのですがどちらに對してとか、両方に対してなのかわかりますかね。

(答) 写真を撮った人ではない方です。

(質) スリッパを出し入れした方に対して。

(答) そうです。

(質) すみません。気分を害する行為というのは、スリッパを出し入れした後に、ドアを開けてからの行為ですか。

(答) 順番でいくと、被害生徒の方が先です。

(質) 先というのは。

(答) そういう気分を害する行為をしたのは被害生徒の方が先です。それで気分を害したので、スリッパの出し入れに至るということです。

(質) ということは、そこに被害生徒が入ったことをこの人は知って、この人が入ったと知ってから、スリッパを出し入れして。

(答) それはそうですね。ただ何度も言いますが、何もその加害生徒を正当化しようとしているわけではありませんので、そういう状況もありましたということだけ申し上げたいというだけですので。誤解のないようにお願いします。

(質) その気分を害する行為をしたというのは、事実確認としてこう取れているものなのか、あくまで今回の加害生徒の側がそういうことがあったと話しているだけなのかどっちだろうと。

(答) 確認が取れていることと、確認が取れていないことがあります。

(質) 確認が取れている範囲というのは何なのですかね。

(答) 今、加害側の生徒が全く嘘ばかり述べているわけではないということはわかっています。加害生徒が言っていることも間違いなくあったということがわかっています。でも、その他に言っていることが、確実にあったのかということにはわかりません。なので、両方あるということです。

○ 報道対応のあり方について

(質) 話が変わってしまって恐縮なのですが、先ほど報道対応のあり方というところでご質問あったことに関連してというところなのですが、定例会見の場で伺うことが適切かどうかというのはあるのですけれど。まず教育長として見解をお尋ねしたいのですが、報道対応をする際に、どの階級の職員の方が報道対応をするべきなのかというのは、何か考え、指針として持っているのか、そこにいる職員で対応できるものはするというふうなお考えなのか、その見解をまずお尋ねしてもよろしいですか。

(答) 確たる指針がないというところはあるのですが、実態からすると、何かの役職でない駄目ということにはしてないので、各マスコミさんが、各課に電話されると、情報を提供するのですが、それは別に一般の主事でもやりますし。

(質) お尋ねする人によって、電話で対応される方も違うと思うのですが、人によって出てくる回答が、同じ質問をしても、Aさんの問い合わせでは答えるが、Bさんの問い合わせでは言わないという、そういうような事案が過去にあったもので。あまり、それはよろしくないのではないかというふうに思います。

(答) 本庁の中で、人によって言い方が違うというのはありますか。我々がちょっと把握しているのは、本庁は割に公表しない、これは言えないということが結構徹底されるのですけれども、学校に電話していただくと、違った対応をする場合もあるかもしれませんが。

(質) そういう意味ではなくて、ある課のAさんという職員は、個別の事案なので答えられません、別の記者が違う担当の方に電話をすると、すぐ同じ質問をしても回答が返ってくるというのは、ちょっと報道対応のあり方としてよろしくないのではないかというふうに思うのですけれども、教育長自身、そういう事案があったというのはご認識としては持たれていますか。

(答) いや、具体的にどの事案かわからないです。もしそういうことがあったとすれば、大変申し訳ないと思います。

(質) ちょっとその辺りは、これは要望にはなるのですけれども、しっかりと答える担当者というのを決めていただいて、答えられる範囲という線引きをしっかりといただいた上で、ご対応していただかないと、やはり尋ねる記者によって情報が違うというのは非常に不公平な部分もあるかなという風に思います。それは申し入れとして、私個人の見解にはなりますけれども、検討していただいて。

(答) それはまさにおっしゃるとおりです。こちら側の不徹底です。

(質) すみません、ちょっと会見にそぐわなかったら申し訳ないですけど、よろしく願いいたします。

(答) わかりました。

以上、16時44分終了